改正後	改正前
十　訪問看護情報提供療養費の注2に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 (1)　十五歳未満の超重症児又は準超重症児 (2)　十五歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者 (3)　十五歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者 第三　訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域 （略） 第四　指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合 一　要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護の費用に要する額を算定できる場合 (1)　（略） (2)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者に対する指定訪問看護を行う場合 (3)　（略） 二　訪問看護基本療養費の注14ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注11ただし書に規定する所定額を算定できる場合 (1)・(2)　（略） (3)　病院又は診療所に入院している者で、在宅療養に備えて一時的に外泊している者（次のいずれかに該当する者に限る。） イ　（略） ロ　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者 ハ　（略）	（新設） 第三　特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域 （略） 第四　指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合 一　要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護の費用に要する額を算定できる場合 (1)　（略） (2)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる名称の疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合 (3)　（略） 二　訪問看護基本療養費の注14ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注13ただし書に規定する所定額を算定できる場合 (1)・(2)　（略） (3)　病院又は診療所に入院している者で、在宅療養に備えて一時的に外泊している者（次のいずれかに該当する者に限る。） イ　（略） ロ　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者 ハ　（略）

○厚生労働省告示第五十号

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定訪問看護（平成十二年厚生省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

改正後	改正前
一　指定訪問看護に要する平均的な時間を超える指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）区分番号０１の注10に規定する長時間訪問看護加算又は区分番号０１―２の注7に規定する長時間精神科訪問看護加算を算定する日を除く。） 二　訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号０１―２の注9に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）	一　指定訪問看護に要する平均的な時間を超える指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）区分番号０１の注10に規定する長時間訪問看護加算又は区分番号０１―２の注7に規定する長時間精神科訪問看護加算を算定する日を除く。） 二　訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号０１―２の注11に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）

○厚生労働省告示第五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一　食事療養 1　（略） 2　入院時食事療養(Ⅲ)（1食につき） (1)　（略） (2)　流動食のみを提供する場合　460円 注　（略） 第二　（略）	別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一　食事療養 1　（略） 2　入院時食事療養(Ⅲ)（1食につき） (1)　（略） (2)　流動食のみを提供する場合　455円 注　（略） 第二　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部二一〇円（本体一九五円）　（配送料別）